生駒市規則第３１号

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年８月３日

生駒市長　小　紫　雅　史

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収に関する規則（昭和６２年４月生駒市規則第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「別表の在籍入所者の属する世帯の階層区分によるもの」を「法による児童入所施設措置費等国庫負担金の交付基準においてこども家庭庁が徴収金基準額として定める額」に改める。

別表を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。